

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための
要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に
関する省令の施行について

計3枚（本紙を除く）

Vol.744

令和元年 10月24日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948)

FAX：03-3595-4010

老発 1024 第 2 号
令和元年 10 月 24 日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
東京都
神奈川県
新潟県
山梨県
長野県
静岡県

知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について

令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための要介護認定有効期間及び
要支援認定有効期間の特例に関する省令（令和元年厚生労働省令第 64 号。以下
「特例省令」という。）が本日公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係
者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第 1 項関係）

令和元年台風第 19 号に伴う災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118

号) が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに 12 月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算できること。

(2) 当該措置の対象について (第 2 項関係)

当該措置は、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に第 1 項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

公布の日 (令和元年 10 月 24 日)



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○令和元年台風第十九号に伴う災害に
対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に
関する省令(厚生労働六四)

省 令

○厚生労働省令第六十四号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和元年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1 令和元年台風第十九号に伴う災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という)第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。次項において同じ。)及び要支援認定有効期間(規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。次項において同じ。)に係る次の表の上欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第一項(規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二ヶ月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八条第一項(規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	の期間	の期間と十二ヶ月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
規則第五十二条第一項(規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。)	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二ヶ月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項(規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。)	の期間	の期間と十二ヶ月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、令和元年十月十日から令和二年九月三十日までの間に同項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。